

事 務 連 絡
平成27年4月23日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
障害福祉課

【システム改修に係る平成27年度の事務連絡No.1】

平成27年4月施行に係るインタフェース仕様書等（修正版）の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年4月施行に係るインタフェース仕様書等について、平成27年3月30日付け事務連絡で、確定版をお示ししたところです。

今般、「介護給付費等単位数サービスコード（平成27年4月施行版）」及び「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」につきまして一部修正がありましたため、別添のとおり、再度周知させていただきます。

また、当該事務連絡の内容につきましては、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知する予定であり、都道府県におかれましては、管内市町村への周知方よろしくお願いします。

記

【別添】

- 1 介護給付費等単位数サービスコード（平成27年4月施行版）
- 2 請求サービスコードと決定サービスコードの対応表

※ 修正版につきましては、後日、厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

【介護給付費等単位数サービスコード】

(修正か所)

21 障害児相談支援サービスコード表

(修正内容)

「ロ 継続障害児支援利用援助費」の報酬と併せて「初回加算」を算定する以下のサービスコードについて削除

(修正対象サービスコード)

- ・ 障害児相談支援サービスコード表

551216、551217、551219、551220、551222、551223、551225、551226

【請求サービスコードと決定サービスコードの対応表】

(修正か所)

サービス種類コード55 障害児相談支援 (P22)

(修正内容)

以下の欄について削除

- ・ 継続障害児支援利用援助費 (初回加算対象の場合)

請求サービスコード 551216、551219

- ・ 継続障害児支援利用援助費 (初回加算／特定事業所加算対象の場合)

請求サービスコード 551217、551220

- ・ 継続障害児支援利用援助費 (特別地域加算／初回加算対象の場合)

請求サービスコード 551222、551225

- ・ 継続障害児支援利用援助費 (特別地域加算／初回加算／特定事業所加算対象の場合)

請求サービスコード 551223、551226

(問い合わせ先)

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL 03-5253-1111 (内線3009)